

重 要 事 項 説 明 書

(ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 清洞会
事業者の所在地	岐阜県各務原市蘇原東栄町1丁目50番
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 高田 泰樹
電話番号	058-371-0024

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム レスペート落合
施設の所在地	愛知県名古屋市北区落合町288番地
施設長名	施設長 亀井 典子
電話番号	052-855-3700
ファクシミリ番号	052-855-3701

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		名古屋市長の業者指定		利用 定数	名古屋市 基準該当 サービス
		指定年月日	指定番号		
施設	特別養護老人ホーム	平成24年11月27日	2370302842号	100人	
居宅	短期入所生活介護	平成24年11月27日	2370302834号	20人	
居宅	介護予防短期入所生活介護	平成29年03月27日	2370302834号		

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、自宅と同様な居住環境の下で、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるユニットケアに特徴があります。ユニットケアは在宅への生活の復帰を念頭に置き、居室において利用前の在宅での生活と利用後の生活が連動したものとなるように配慮しつつ、各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援します。
施設運営の方針	当施設にあつては、施設サービス計画書に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜供与その他、日常生活の世話及び機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連動したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き、自立した日常生活を営むことを支援するものとします。

5 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷地		3 0 6 6 . 2 6 m ²
建物	構造	鉄骨造5階建（耐火建築物）
	延べ床面積	5 0 2 9 . 3 4 m ²
	利用定員	2 0 名
	ユニットの数	2 ユニット（1 ユニット定員10名）

(2) 居室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたりの面積
1人部屋	20室	12.80m ²	12.80m ²

(注) 指定基準は、居室1人当たり 10.65m²

(3) 主な設備（特別養護老人ホームと共用）

設備の種類	室 数	面 積	1人あたりの面積
共同生活室	12室	104.835m ²	10.48m ²
一般浴室	6室	7.84m ²	
機械浴室・特殊浴槽	6台	26.94m ²	
医務看護室	1室	25.68m ²	

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の 人員	事業者の 指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
施設長(管理者)	1		1			1	1	施設福祉士 1 名
生活相談員	3		2		1	2. 8	2	社会福祉施設長資格 1 名 社会福祉士 1 名
介護職員	5 9	5 2		7		6 1. 3	4 0	介護福祉士 2 4 名
看護職員	7	3		4				看護師 5 名 准看護師 2 名
機能訓練指導員	1	1				1	1	准看護師
介護支援専門員	2		2			2	1	介護支援専門員 2 名
医師	1				1	0. 1	必要数	嘱託 診療科 内科
管理栄養士	2		2			2	1	管理栄養士 2 名

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長(管理者)	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）常勤で勤務します
生活相談員	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）常勤で勤務します
介護職員	早番（７：００～１６：００） 日勤（９：００～１８：００） 遅番（１０：００～１９：００） 遅遅番（１０：３０～１９：３０） 夜勤（１６：００～１０：００） ・昼間（９：００～１７：００）は、原則として職員１名あたり利用者１０名のお世話をします。 ・夜間（１７：００～９：００）は、原則として職員１名あたり利用者２０名のお世話をします。
看護職員	・正規の勤務時間帯（７：３０～１８：００）、特別養護老人ホームの看護職員あわせて通常２名体制で勤務します。 ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。
機能訓練指導	看護職員等の有資格者が兼務します。
医師	週１日（火曜日）、１３：００～１７：００の間に午後より概ね３時間程度勤務します ※急患等止むを得ない事態が発生した場合は予告なしに変更となる可能性があります。
管理栄養士	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）常勤で勤務します

8 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、随時受け付けております。施設ケアマネージャーまでご連絡の上、ご相談ください。

9 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事 栄養管理	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。） ・食事はできるだけ離床して共同生活室でとっていただけるように配慮します。施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。 ・入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。 (食事時間) 朝食 ７：４０～ ８：４０ 昼食 １２：００～１３：００ 夕食 １７：３０～１８：３０ ※適温を保てる配膳車にて各ユニットまで配膳しますので多少の時間変動があります。

排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。
離床・着替え 整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回行います。
口腔衛生	・入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。
機能訓練	・機能訓練指導員（看護職員等有資格者）による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。 ・当施設の保有するリハビリ器具：車椅子4機
健康管理	・嘱託医師及び看護職員が健康管理を行います。
相談および援助	・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員 塩田 絵美
送迎	・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、施設所有の車で入退所の送迎を提供できます。
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとする為、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽 雑誌、新聞、カラオケ、テレビ、クラブ活動（園芸、調理など） 喫茶コーナー、地域交流スペース ・主なレクリエーション行事 施設行事計画のとおり ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。
見守り機器等の活用	・当施設では、利用者様の安全やケアの質の確保及び個別支援を目的とし、共有スペースのセキュリティカメラ、見守り機器等を導入しています。 ・セキュリティカメラは共有スペースの防犯目的以外には使用されません。 ・見守り機器は必要に応じ、個別に施設サービス計画書へサービス内容を記載し、利用者様又はご家族へ同意を得ます。 ・見守り機器活用の必要性については、定期的に評価及び見直しを行い、不要な場合は中止します。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
食材の提供	・管理栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。 ・朝食 400 円 ・昼食 750 円 ・おやつ 100 円 ・夕食 750 円
貴重品の管理	・利用者又はその家族が個別的に希望した場合には、保管金品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、保管金品管理規定に準じます。 ・管理する金銭等の形態：指定する金融機関の預金通帳に預け入れているものを施設で管理します。
教養娯楽施設の利用	・当施設では、次の教養娯楽施設を整えております。 クラブ活動（園芸、調理レク等）・喫茶コーナー・カラオケ
レクリエーション行事	・当施設では、施設行事計画にそってレクリエーション行事を企画します。

10 利用料

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの基準額に同じ)

(2) 法定給付外

区 分	利 用 料
食費	・料金表の通り
居住費	・料金表の通り
日常生活品の購入代行サービス	・購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
保管金品管理サービス	・保管金品管理費 月額 2,000 円 ・詳細は、保管金品管理規程に準じます ・ご希望の方はご利用頂けます。
居室保持料	・施設が認める場合には、所定の料金 日額 2,500 円を徴収する事で、居室保持出来るものとする。 ※但し必ずしも利用していた居室を保持するものではない。

(3) 入所者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特別な食事	・要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・喫茶コーナー利用代金 ・日常生活品の購入代金 実費相当額 ・レクリエーション材料費等 実費相当額 ・クラブ活動材料費等 実費相当額
特別な送迎	・協力医療機関以外の通院、買い物等の移動に係る交通費相当額。ただし、料金を支払うことでサービスが受けられるものではありません。

	- 施設の車両を利用する場合の交通費については実費相当額を頂くことがあります。 - 施設の寝台車両には台数に限りがありますので、希望日に必ず利用ができるものではありません。
エンゼルケア	- 死後の処置費用 - 希望される場合には看護職員・相談員へご相談ください。 - 保険外費用として所定料金がかかります。

※その他保険外利用料金表に準ずる

1 1 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
ご利用予定日の前日までに申し出があった場合。	無料
ご利用予定日の前日までに申し出がなかった場合。	当日利用料金の10%及び滞在費
食費（緊急時以外）	介護保険負担限度額第4段階の食費 ○常食：欠食希望日の6日前の17時まで ○常食以外：欠食希望日の前々週の木曜日17時まで ※大型連休や年末年始は期限に変更が生じる場合があります。 ※業者によるキャンセルが難しい場合は食費が請求される場合があります。

◎対象となるご利用料金は、本来ご利用された場合に生じる金額とします。

◎ご利用中にサービスを中止された際、ご利用を中止する4日前までにお申し出がない場合は適用となります。

◎ご利用者の急な体調不良等、やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

1 2 通常の送迎の実施地域

通常の事業の実施地域	名古屋市全域の区域
------------	-----------

1 3 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	解決責任者 施設長 亀井 典子 受付担当者 生活相談員 塩田 絵美 ご利用時間 平日 9:00～16:00 ご利用方法 電話 052-855-3700 時間 平日 9:00～16:00 面接 レスポート落合 苦情箱 1階エレベーター前に設置
その他	愛知県国民健康保険団体連合会 TEL : 052-971-4165 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 TEL : 052-959-2592

1 4 協力医療機関

医療機関の名称	済衆館病院
理事長	今村 康宏
院長名	川崎 晋吾
所在地	愛知県北名古屋市鹿田西村前 1 1 1 番地
電話番号	0 5 6 8 - 2 1 - 0 8 1 1
診療科	内科・外科・小児科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科・皮膚科・眼科・呼吸器科・消化器科・循環器科・肛門科・救急科・麻酔科・神経内科・リハビリテーション科・歯科口腔外科・放射線科
入院設備	急性期病棟 1 0 8 床・療養病棟 9 3 床・緩和ケア病棟 2 0 床 回復期リハビリ病棟 5 0 床・地域包括ケア病棟 6 0 床
契約の概要	当施設と済衆館病院とは、利用者に急変があった場合等の医療行為に関する協力協定及び新興感染症発生時等の対応の取り決めに締結しています。

医療機関の名称	ふくしまファミリー内科
理事長・院長名	福嶋 俊郎
所在地	愛知県日進市岩崎台一丁目 1 2 3 9 番地
電話番号	0 5 6 1 - 7 2 - 8 2 2 2
診療科	内科・胃腸科・消化器科・循環器科・呼吸器科・泌尿器科 小児科
入院設備	無
救急指定の有無	無
契約の概要	当施設とふくしまファミリー内科とは、利用者に急変があった場合等の医療行為に関する業務委託契約を締結しています。

1 5 協力歯科医療機関

歯科医療機関の名称	スマイルデンタルクリニック
理事長	浦川 利佳
所在地	愛知県稲沢市陸田本町 1 5 9 番地
電話番号	0 5 8 7 - 2 1 - 3 1 1 1
診察日	毎週水曜日
診察時間	1 0 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

※ただし、医師又は入居者の都合により、これによらない場合があります。その場合、入居者の家族へ連絡を入れることはありません。

1 6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム レスペート落合 消防計画」に準じた対応を行います。			
近隣との協力関係	楠西消防団と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム レスペート落合 消防計画」に準じ、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備 (特別養護老人ホームと共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	1, 0 6 3	防火扉・シャッター	3 2
	消火器	3 4	屋内消火栓	2 0
	自動火災報知機	2 8 9	非常通報装置	4
	誘導灯	7 2	避難階段	2
	非常用電源	1	簡易自動消火装置	1
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：平成24年10月30日 防火管理者：施設長 亀井 典子			

1 7 事故発生時及び賠償責任の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに名古屋市及び関係各機関並びに家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

施設はサービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合や利用者側に重過失がある場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。

施設では万一の事故の発生に備えて、賠償責任保険に加入しております。

1 8 サービスのチェック

施設は第三者評価の実施はありませんが、第三者委員と提携し、定期または抜き打ちに書面又は訪問による調査を受けることがあります。また契約者又は身元引受人の申し出により、第三者委員会を発動しサービスのチェックを行なうことがあります。

1 9 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人の選定をお願いしております。身元引受人等は利用者が滞納した利用料等の全額、及び居室等の修繕が必要となる際の原状回復に必要な費用の全額を甲が支払いをしない場合は利用者 に代わり支払っていただきます。負担すべき費用の上限額は500万円とします。

また、入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を自身が引き取れない場合に備えて、身元引受人等に「残置物引取人」をお願いしております。

当施設は、身元引受人に連絡のうえ、残置物を引き取って頂きます。また、引渡し等にかかる費用については、利用者または身元引受人等にご負担頂きます。

20 損害賠償

利用者は施設内の居室や共有部分及び設備や備品等は、本来の用法に従い使用して頂きます。利用者はこれに反した使用、心身の状態（認知力低下などによる）が原因となる破損及び放尿や弄便等が原因で居室等が継続して使用できない状態が生じた場合は、原状回復に必要な修繕費等を賠償して頂きます。

利用者は他利用者及び施設職員に対し、責任能力の有無を問わず賠償すべき事故（暴力による怪我等）が生じた場合、損害賠償に応じて頂きます。損害賠償については当事者同士で行うものとし、利用者が賠償に応じない場合は身元引受人等が利用者になり損害賠償に応じて頂きます。

21 重度化した場合における対応

施設は、入居者が重度化または容体が急変した場合には、「重度化した場合における対応の指針」及び「重度化・容体が急変した場合における対応についての同意書」に基づき、本人の意思ならびに家族の意向を最大限に尊重した対応を行います。

施設は、看取り介護の体制をとっていますので、入居者または身元引受人が希望する場合は、「看取りに関する指針」に沿った対応を行います。

22 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（9：00～17：00）を遵守し、必ずその都度、来訪者全員が受付にて面会受付簿にご記入ください。面会者用の名札を受取り、見える場所に付けてフロアへお上がり下さい。 お帰りの際には名札を受付へ返却してお帰りください。 ユニットの扉の出入りやエレベーターの乗り降りの際には利用者様の安全確保にご協力願います。 感染症対策などの観点から面会場所は所定の場所をお願いすることがあります。 ご面会者様が居室やユニット内で飲食や喫煙、仮眠、宿泊を行うことは固くお断りします。また、他の利用者様のご迷惑となる行為や利用者様の処遇上支障があると判断した場合には、居室内やユニット内での面会をお断りすることがあります。 他の利用者様や職員への差入れ（食べものなど）や金品のお渡しなどは固くお断りいたします。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を施設に届け出の上許可を得てください。 無断外出の場合には当日付で退所扱いとさせていただきます。 許可を得た後に利用者様の体調不良などにより、当日に外出ができないと判断する場合にはご相談いたします。 外出時の事故については一切の責任を負いかねます。 当日の急な申出によっては、薬など必要物品の準備ができない場合がありますので、予めの届け出をおねがいします。 外出等による食事の欠食受付期限は下記の通りとし、期限を過ぎてから欠食を希望される場合は欠食された食数分の食費（介護保険負担限度額第4段階の食費）を請求させていただきます。

	朝食：400 円、昼食：750 円、おやつ：100 円、夕食：750 円 ○常食：欠食希望日の 6 日前の 17 時まで ○常食以外：欠食希望日の前々週の木曜日 17 時まで ※大型連休や年末年始は期限に変更が生じる場合があります。 ※業者によるキャンセルが難しい場合は、食費が請求される場合があります。
医療機関への受診	協力医療機関以外の医療機関への受診をご希望の場合は、原則、ご本人又はご家族による受診となります。 送迎及び付き添いはご家族様でお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用及び利用者様の心身の状態が原因となる（認知力低下などによる）場合でも破損等が生じた場合、修繕及び現状回復費等を賠償していただきます。 利用者様の心身の状況などにより居室、ユニットの移動については、施設が決定いたしますので、破損や汚染が発生した場合には即時修繕をいただきます。 施設保有の車いすや共同生活室など共有すべき設備や器具の独占や用法の変更、移動などは行わないでください。
喫煙・飲酒	原則、禁止とさせていただきます。 個別にご要望のある方は予め生活相談員までご相談の上、必ず許可を得て下さい。施設側の判断により、許可できない場合があります。 外出時に飲酒され泥酔状態で帰設された場合には対応し兼ねますので予めご注意ねがいます。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。 利用者様同士の喧嘩や口論など、迷惑になる行為がある場合には居室を移動していただく場合があります。 特に夜間から早朝の時間帯は（概ね午後 20 時～午前 6 時）他の利用者様の迷惑にならないようお静かにお願いします。
所持品の管理	当施設の保管金品管理規程に準じます。 貴重品は居室内で保管できません。事務所までお預けください。 持ち込まれる荷物は原則備え付けの箆笥に収まる量でお願いします。 汚染物を溜め込むなどにより衛生面や集団生活上での支障が生じる場合がありますのでご理解願います。 施設は個人様の所持品の管理はいたしません。箸やコップ、メガネや入れ歯などは通常に使用していても劣化や破損が生じる場合がありますので予めご了解ください。 プラスチック製品などは軽い負荷によって破損する恐れがあります。 食器などは食器洗浄機、電子レンジの対応が可能な物をお願いします 利用者様ご自身が管理可能な物品でも、他の利用者様が間違った使用をすることで事故が発生することがあります。通常では危険物にあたらない物品でも管理上の理由からお断りする場合がありますので予めご了承ねがいます。
現金等の管理	当施設の保管金品管理規程に準じます。 居室内での現金管理はできません。硬貨は異食行為のある方が飲み込むなど思わぬ事故につながる場合がありますのでご理解ください。

	(異食行為＝認知力の低下などにより、食べものではないものを食べる行為) おこずかいを管理したい方は相談員がお手伝いしますのでご相談ください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動は禁止させて頂いております。万が一、面会者がこのような行為を行っているとは判断した場合には即時退去していただきます。また、以後ご面会の場所を指定させていただくか、お断りする場合がありますのでご注意ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
持ち込み品	居室への持ち込み品は必ず事務所へお申し出下さい。ナイフ等の危険物及び災害や緊急時に居室からの脱出の妨げとなる荷物はお持ち込み頂けません。 持ち込まれた品に関しての管理は原則、利用者様でお願いします。紛失、破損等が生じた場合は個人様での対処（修理・補充など）をお願いします。私物管理を依頼される場合は必ず相談員まで事前にご相談願います。コンセントを使用する電化製品の持込みは事前に事務所までご相談ください。
嗜好品	食べ物の持込を希望される場合は、必ず事務所に申出の上許可を得て下さい。許可無く持ち込まれた品を発見した場合は、事務所にてお預かりする場合があります。又許可無く持ち込まれた品での事故等は一切責任を負いかねます。 食事制限や療養上の理由で禁止されている方がみえますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
居室移動	居室は利用者様の心身の状態又は他利用者様の状態により施設が決定いたします。状態の変化などにより、居室の移動をお願いする場合には従っていただきます。希望などによる居室の移動や選択はできませんので予めご理解ねがいます。
福祉用具	利用者様に安全で快適な生活を送って頂く為、ご本人に適した福祉用具のご用意をお願いする場合があります。ご要望のある方は生活相談員又は介護支援専門員までご相談下さい。施設保有の福祉用具は共有となりますので改造や占有はお断りいたします。
個人情報の取扱	個人情報の保護のため、施設内での携帯電話やカメラ等を使用した写真撮影及び動画撮影はご遠慮下さい。また面会時に知り得た「個人等を特定できる情報」を第三者へ提供、提示、(ブログやウェブ掲示板等への書き込みを含む)する行為は個人情報保護法に抵触するため、当施設では禁止とさせて頂いております。 施設内で記念撮影をご希望される場合は事務所へご相談下さい。

ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ) レスポート落合 料金表
令和6年8月1日～

1.利用者負担額単価表

※料金(円)は減算前

短期入所生活介護 基本料金 施設利用料				
要介護区分	1日あたり単位 (点)	1割 1日あたりの料金 (円)	2割 1日あたりの料金 (円)	3割 1日あたりの料金 (円)
要支援1	529 (503)	¥573	¥1,146	¥1,719
要支援2	656 (623)	¥711	¥1,421	¥2,132
要介護1	704 (670)	¥763	¥1,525	¥2,288
要介護2	772 (740)	¥836	¥1,672	¥2,508
要介護3	847 (815)	¥918	¥1,835	¥2,752
要介護4	918 (886)	¥995	¥1,989	¥2,983
要介護5	987 (955)	¥1,069	¥2,138	¥3,207

○ 連続して30日を越えて指定介護予防短期入所生活介護を利用した場合 全額自己負担

【介護給付】 長期利用者に対する短期入所生活介護 △30単位／日(31日～60日)

【介護給付】 ()＝連続61日以上短期入所生活介護を行った場合の単位(61日～)

【予防給付】 ()＝連続31日以上短期入所生活介護を行った場合の単位(31日～)

2.利用時負担額について

区分	食費 (円)	滞在費(円)
第1段階	¥300	¥880
第2段階	¥600	¥880
第3段階①	¥1,000	¥1,370
第3段階②	¥1,300	¥1,370
第4段階	¥2,000	¥2,500

<その他の加算>

☆当施設ではサービス費のほかに次の加算が適用されます。(1日につき)

機能訓練体制加算	12単位
個別機能訓練加算	56単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 /月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100単位 /月 ※個別機能訓練加算算定時
生活機能向上連携加算(Ⅲ)	200単位 /月
○ 看護体制加算(Ⅰ)	4単位
○ 看護体制加算(Ⅱ)	8単位
○ 看護体制加算(Ⅲ)イ	12単位
○ 看護体制加算(Ⅳ)イ	23単位
○ 看取り連携体制加算	64単位 /日(7日を限度)
口腔連携強化加算	50単位 /回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位
○ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位
○ 夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20単位
療養食加算	8単位 /回
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位 (7日間を限度)
若年性認知症入所者受入加算	120単位
送迎加算	184単位 (片道につき)
○ 緊急短期入所受入加算	90単位 (7～14日間を限度)
○ 在宅中重度者受入加算イ	421単位
○ 在宅中重度者受入加算ロ	417単位
○ 在宅中重度者受入加算ハ	413単位
○ 在宅中重度者受入加算ニ	425単位
○ 医療連携強化加算	58単位
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位 /月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位 /月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	算定金額の 14.0%(所定単位×140/1000)
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	算定金額の 13.6%(所定単位×136/1000)
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	算定金額の 11.3%(所定単位×113/1000)
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	算定金額の 9.0%(所定単位×90/1000)

※名古屋市は3級地の為、1単位＝10.83で算出します。

※加算については、個人により異なります。

※○の付いている加算は介護給付です。(予防では算定されません。)